平成２４年（フ）第４４０号
金沢市西金沢２丁目４番地、従前の住所金沢市尾張町２丁目２番18号
債務者　中島亜紀子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５０号
金沢市松村２丁目46番地
債務者　太田　静枝
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４０１号
山梨県甲斐市篠原3038番地４
債務者　青柳千代子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
山梨県甲府市下河原町３番８―20号
債務者　古屋　　稔
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地71　小尾アパート２Ｆ
債務者　阿部　樹直
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地71　小尾アパート２Ｆ
債務者　阿部　則子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
岐阜市芥見嵯峨１丁目46番地
債務者　川添　牧子（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３６号
岐阜市正木中４丁目10番30―503号　キャッスルハイツ正木Ⅲ
債務者　木本　隆一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９９号
名古屋市緑区池上台２丁目２番地　第三カンテ605号
債務者　後藤　明久
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４号
三重県四日市市西富田２丁目３番11号、前住所三重県鈴鹿市算所町1265番地１
債務者　西山　英那
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
三重県いなべ市大安町梅戸732番地１
債務者　水谷さと子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
三重県桑名市大字西別所384番地１　ウエストソシア３Ｄ
債務者　加納　信子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
三重県四日市市大宮西町３番３号　エクセレンス大宮205
債務者　水谷　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島1430番地２
債務者　谷口　絵理
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第８号
大津市朝日２―４―15、住民票上の住所京都市北区上賀茂東後藤町50番地
債務者　髙橋　　透
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０２号
大津市坂本６丁目21番１号
債務者　泉　　孝二
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部